第六条第一項各号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項」の下に「又は第四十八条の二十二第三項」を加え、「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に、「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に、「第四十八条の二十五第三項」を「第四十八条の四十八第三項」に改め、同条第三項中「若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項」を「又は第三項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「第四条第一項第一号」の下に「又は第七号」を加え、同項第五号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同項第七号中「若しくは法」を「、法」に、「の規定による認定」を「、第四十八条の二十六第一項若しくは第四十八条の二十七第一項の規定による認定若しくは法第四十八条の二十九の規定による承認」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定めること。

七　法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第六条第四項第一号中「及び第十六号」を「、第八号及び第十七号」に、「第十号（法第四十八条の二十三第一項」を「第十一号（法第四十八条の四十六第一項」に、「第十一号（法第四十八条の四十八第三項」を「第十二号（法第四十八条の四十八第三項」に、「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」を「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」に、「第七号まで」を「第九号まで」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一　第三項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限

二　法第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三　法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

7　指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号及び第二十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第三項第二号から第九号まで及び第四項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

第十条中「石油管」の下に「、自動運行補助施設」を加え、同条第一号中「及び第十一条の八第一項」を「、第十一条の八第一項及び第十一条の九第一項」に改め、同号イ(4)中「第十一条の六第一項第二号及び第十一条の九第一項第二号」を「第十一条の七第一項第二号及び第十一条の十第一項第二号」に、「第十一条の六第一項第一号、第十一条の九第一項第一号及び」を「第十一条の六第一項第三号及び第五号、第十一条の七第一項第一号、」に改め、「第十一条の十第一項第一号」の下に「並びに第十一条の十一第一項第一号」を、「部分」の下に「（第十六条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる工作物、物件又は施設に該当する一般工作物等を利便増進誘導区域内に設ける場合にあつては、歩道上の部分）」を加える。

第十一条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、同項の基準については、電柱にあつては前条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を、公衆電話所にあつては同条（第一号ハ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。

第十一条の二第一項第二号中「第十一条の七第一項第二号」を「第十一条の八第一項第二号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）及び前条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の三第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）及び前条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の四第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第十一条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）及び前条第一項（第一号及び第二号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の五第二項前段を次のように改める。

前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第十一条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の十第二項前段を次のように改める。

前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の十を第十一条の十一とする。

第十一条の九第二項前段を次のように改める。

前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の九を第十一条の十とする。

第十一条の八第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及びハ並びに第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の八を第十一条の九とする。

第十一条の七第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ハ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の七を第十一条の八とする。

第十一条の六第一項第一号中「車道」の下に「（第十六条の二第四号に掲げる施設に該当する施設を利便増進誘導区域内に設ける場合にあつては、車道及び自転車道）」を加え、同項第二号中「歩道上」の下に「（第十六条の二第四号に掲げる施設に該当する施設を利便増進誘導区域内に設ける場合にあつては、自転車歩行者道又は歩道上）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及びハ並びに第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の六を第十一条の七とする。

第十一条の五の次に次の一条を加える。